

平成 23 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 サイレックス・テクノロジー株式会社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 河野 剛士
(コード番号 6679)
問 合 せ 先 執行役経営管理本部長
情報開示担当 鈴木 祐二
(TEL 0774-98-3781)

村田機械株式会社による当社普通株式等に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、村田機械株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者がその後の一連の手続を経て当社の発行済株式の全株式を保有する予定であること及び当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	村田機械株式会社
(2) 事 業 内 容	ロジスティクスシステム、FA システム、クリーン AMHS、工作機械、シートメタル加工機、繊維機械、情報機器の開発、製造並びに販売
(3) 設 立 年 月 日	昭和 13 年 12 月 26 日
(4) 本 店 所 在 地	京都府京都市伏見区竹田向代町 136
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役会長 村田純一 代表取締役社長 村田大介
(6) 資 本 金	900 百万円
(7) 大株主及び持株比率	(株) ム ラ タ 39.28% 村 田 興 産 (株) 15.19% 村 田 純 一 11.84% 村 田 大 介 6.26% 村田機械社員持株会 4.86% 村 田 洋 介 4.01% 村 田 禎 三 3.01% 村 田 介 志 3.01%

	村 田 三 平	2.34%
	村 田 元 希	2.18%
	※ 本日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合	
(8) 買付者と当社の関係	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式1株を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成23年8月10日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式の取得を目的とした本公開買付けの実施について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、①本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議致しました。一方で、平成23年1月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）については、ストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成23年8月10日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に普通株式を上場している当社を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を目的とし、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを本公開買付けにより取得することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を22,576株と設定しており、本公開買付けに応じで売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、当社を完全子会社化することを目的としているため、公開買付者は、買付予定数の上限は設定しておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限は、当社の第39期第1四半期報告書（平成23年5月12日提出）に記載された平成23年3月31日現在の発行済株式総数（41,776株）から、当社が平成22年12月31日現在所有する自己株式数（7,912株）及び公開買付者が所有する当社普通株式の数（1株）を控除した株式数（33,863株）の三分の二に相当する数となるよう設定しております（なお、本新株予約権の行使期間は平成25年2月5日から平成28年2月4日であり、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までには、その行使期間が到来しないため、買付予定数の下限を設定するにあたっては、本新株予約権が行使された株式数を考慮していません。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付け終了後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための一連の手続の実行を当社に要請し、かかる手続を経て当社を完全子会社化する予定です。

② 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社は、昭和 48 年 9 月の創業以来、人々にコンピュータやネットワークをもっと身近に感じてもらい、大きな感動を与えるような製品やサービスを継続的に提供することを使命として、プリントサーバ・USB デバイスサーバ・無線 LAN 関連製品・AV ネットワーク製品等のネットワーク関連事業と、本人認証装置及び医療機器・無線機器・自動認識装置・計装システム等の設計生産受託開発のその他事業を行ってまいりました。当社は、多種多様なネットワークプロトコルを保有するとともに、その高速化や通信安定性の向上を磨き、近年は無線技術やネットワークセキュリティの研究開発を進め、顧客のニーズに適合した製品及びサービスの提案及び開発を実施し、国内外に強固な顧客基盤・チャネルを構築しております。

一方、公開買付者は、昭和 10 年の創業以来、ファクトリー&オフィスオートメーションのトータルメーカーとして常に新しい技術を創造し、より良い製品提案を通じて顧客満足度の向上と豊かな社会の実現を目指してまいりました。ファクトリーオートメーションの領域では、ロジスティクスシステム、FA システム、クリーンルーム対応保管・搬送システム、旋削加工機、シートメタル加工機、繊維機械を、オフィスオートメーションの領域ではデジタル複合機やファクシミリをはじめとする事務機器を手掛けており、多様な事業領域で製品並びにサービスを提供しております。また、その傘下には 40 社を超えるグループ企業を有し、国内外合わせて 100 を超える開発、生産、営業、サービスの各拠点で事業活動を展開しております。平成 23 年 4 月からの中期経営計画では、「ロボティクス」と「サプライチェーン」を特に注力すべき分野と位置付けております。技術開発面では、多様な事業領域を支えるテクノロジーを根幹に広義のロボット開発に全社的に取り組んでいくことを課題としてあげております。また、オペレーション面ではキーコンポーネント内製化や海外調達強化など上流域のサプライチェーン強化に加えて、公開買付者の製品やサービスをお客様の事業変革に活用いただけるソリューションとして提案すること、すなわち下流域にあたるサプライチェーン全体をビジネスとして捉えていくことを課題として取り組んでまいります。

公開買付者及び当社は、平成 23 年 3 月頃より、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者及び当社は、次のとおり、現在の厳しい事業環境下において、両社の事業のさらなる成長を実現するためには、公開買付者が当社を完全子会社化し、資本関係を構築するとともに、相互の経営資源を活用した強固な協業体制を早期に構築することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

当社は、オフィスのネットワークの一般化、プリントサーバのコモディティ化が進み、プリントサーバに過度に依存する収益構造の転換が求められる中、USB Virtual Link 技術をベースとした USB デバイスサーバの開発や、無線モジュールの自社開発を含む無線 LAN 関連ノウハウの蓄積、画像・音声データの伝送技術を利用した AV ネットワーク分野へ進出するなど、戦略的新分野における製品の研究開発及び市場開拓を進め、ここにきてようやく戦略的新分野が成長軌道に乗ってまいりました。オフィスに続き、家庭や医療機関、工場、学校といった様々な環境でネットワーク、無線 LAN への対応が求められるようになってきており、ネットワーク関連事業は中長期的に大きく成長が見込める市場となってきました。特に近年ではスマートフォンのようにすぐれたユーザインタフェースを持ったネットワーク端末が急成長しており、それに伴い、クラウド・コンピューティングに代表されるインターネットを経由したサービスが次々と生み出されており、当社の活躍できる事業領域は急速に広がりをを見せています。

当社の戦略的新分野における製品の開発及び市場開発は着実に成功事例を積みあげつつあり、その潜在的な市場成長をとらえ、その提案力・技術力を生かした製品及びサービス展開を進めていく予定ですが、このような機会を活かし、強固な収益基盤を構築するためには様々な課題を克服する必要があるとの認識が経営陣の共通課題となってきました。

第一に、当社の企業規模・収益基盤・財務基盤は十分な規模や健全性を備えているとはいえず、市場環境等の外部環境に影響を受けやすく、そのような場合、金融機関や取引先からの信用を維持していくためには、中長期

的な課題よりも短期的な課題を優先した経営判断をせざるを得ない状況になっております。例えば、平成 20 年後半からの世界的な景気後退の中で、当社のプリントサーバの売上が予想をはるかに超える落ち込みとなり、平成 20 年 12 月期以降 3 期連続で最終赤字を計上しており、平成 22 年 12 月期の第 4 四半期には 7 四半期ぶりに営業利益が黒字に転じたものの、より強固な収益基盤を構築するための構造的な改革に取り組むだけの財務基盤が十分あるとはいえません。

第二に、現時点では短期的な収益に重点をおいた経営を余儀なくされておりますが、永続的な企業として将来にわたって成長を継続するためには、更なる研究開発や設備投資により、付加価値の高い製品・サービスの提案・開発及び市場開拓を進め、早期に収益構造を大きく転換することが必要とされています。

第三に、近年、J-SOX など上場企業に対する規制が急速に強化されるに伴い、上場を維持するために必要な様々なコストが増大し、上場を維持することが当社にとって必要以上の経営資源の負担となり、中長期的な課題の解決の支障になる可能性があります。

当社としては、公開買付者の完全子会社となることは、上場維持に伴うコストを削減するだけでなく、金融機関や取引先の信用を補完し、中長期的な課題に取り組むことができる環境を実現するという意味で先に挙げた経営課題に対処するにあたって有効な提案であり、更には公開買付者のファクトリーオートメーション及びオフィスオートメーションの領域に戦略的に資源を傾注していくことにより、公開買付者及び当社のシナジーを実現し、もって企業価値の向上を目指すことが可能であると考えております。

他方、公開買付者として、当社を完全子会社化する戦略的意義は、製品ハードウェアをコアにしたアプリケーション及びソリューション事業を確立・強化することにあります。これからのファクトリー&オフィスオートメーション市場では、単にハードウェアを高機能化するだけでは顧客価値向上を実現するための充分な取り組みとは言えません。様々な顧客の事業領域、ビジネスシーンに最適な製品ソリューションを提供することは、公開買付者が今後事業を進化、発展させていくための中核的な戦略であり、当社の完全子会社化はその第一歩にあたると考えております。

具体的には、以下の 3 つのカテゴリにおいて公開買付者は当社の技術資産を活かしたシナジーを実現していく考えです。

第一に、公開買付者が提供するファクトリーオートメーション領域の機械、機器に当社の無線化技術を取り入れることで画期的なレイアウトフリー環境の実現が可能であると考えております。レイアウトフリーな産業機械の提供により、各顧客が注力する多品種小ロット生産に対応した工場のライン変更、需要拡大に対応した設備増設、海外への設備移設などにフレキシブルに対応できるなど、最適化生産の効率的な推進を実現していきます。

第二に、公開買付者は、オフィスオートメーションの領域において、これまでビジネスセグメントに投入するコンパクトかつユニークなデジタル複合機の開発で存在感を発揮してまいりましたが、国内市場の低迷、海外市場での競争激化など、機器本体だけでなく消耗品をはじめとするアフターサービスビジネスにおいても収益環境は厳しさを増しております。このような環境において公開買付者は、当社の無線化技術を取り入れることで、公開買付者がその存在感を発揮する Small and Medium sized Business (SMB) マーケットにおいて特色ある製品の提供が可能になると考えております。さらに、当社の戦略的新分野である USB Virtual Link やスマートフォン、クラウド・コンピューティング連携技術を活用したアプリケーションを付加価値化することで、従来の機器販売及び消耗品サービスビジネスにアプリケーションビジネスを追加し、さらに収益性を高めることが可能になると考えております。

第三に、公開買付者は、前述のファクトリーオートメーション、オフィスオートメーションといった既存事業の強化にとどまらず、今後、公開買付者の保有する通信技術・アプリケーション開発力と当社の保有する優れた Wireless & Connectivity コア技術群を融合させることで新たな事業の創出にも取り組みます。一例としては、ファクトリーオートメーション系ネットワークと、それに相乗り可能な Machine to Machine Internet Protocol (M2M/IP) 通信技術をあわせて強化することにより、M2M での自律化及び自動化機能、インターネットを経由したフレキシブルなリモートモニタリングや保守コンサルティングサービス事業などを創出することが可能であると考えております。さらに製品販売面においても、公開買付者が有する完成品販売チャネル・経営資源と、当社が有する半完成品・モジュール販売チャネルの強みを融合させることで、公開買付者が注力を開始した通信ソリューション事業の発展と成長を目指します。

以上のように、公開買付者及び当社は、資本関係の構築、事業の一体運営による各事業領域におけるシナジーの実現が、両社の企業価値の向上に資するものと判断した結果、公開買付者は、平成 23 年 8 月 10 日開催の公開買付者取締役会において本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付け成立後の当社の経営体制の詳細について、原則として当社の従前の組織及び経営方針を継承しつつ（なお、公開買付者は、委員会設置会社という制度を廃止することを視野に入れて検討しております。）、公開買付者として財務的な面からの支援等を当社に行うとの方針のもと、今後当社と協議・検討の上、決定する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本日現在確認しております当社の欠損金約 2 億 3000 万円への充当及び当社における柔軟な機関設計を可能とするため、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 447 条第 1 項の規定に基づき、大幅な資本金の額の減少を当社に要請する予定です（具体的な金額については今後、資本政策等を含めて協議いたします。）。

なお、当社は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、公開買付者が本公開買付け成立後の経営体制として、原則として当社の従前の組織及び経営方針を継承しつつ、財務的な面からの支援を当社に行う方針であること（なお、委員会設置会社という制度が廃止される可能性があること）及び公開買付者から当社の資本金の額の減少の要請がなされることも踏まえて、本公開買付けに賛同するとともに、当社株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の決議をしております。

（３）公正性を担保するための措置

本公開買付けは、MBO 等に該当するものではありませんし、公開買付者と当社は資本関係・人的関係・取引関係において独立した当事者関係にありますが、本公開買付けの結果、当社の普通株式が上場廃止に至ることが予定されているため、公開買付者及び当社は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保及び本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除の観点から、以下のような措置を実施いたしました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために平成 23 年 6 月頃に、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として桑木公認会計士事務所に本公開買付価格の決定の参考とするために当社の株式価値の評価を依頼しました。桑木公認会計士事務所は、市場株価法、類似会社方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成 23 年 8 月 9 日に桑木公認会計士事務所から株式価値算定書の提出を受けております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において算定された、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 33,216 円～37,876 円

類似会社方式 26,072 円～45,550 円

DCF 法 34,714 円～58,096 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 9 日を基準日として、JASDAQ 市場における当社普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、直近 6 ヶ月間、直近 1 年間及び直近 3 年間の各期間における加重平均株価（終値）（それぞれ、33,500 円、33,216 円、36,999 円、36,132 円、34,949 円、37,876 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 33,216 円～37,876 円と分析しております。

類似会社方式では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 26,072 円～45,550 円と分析しております。

DCF法では、当社より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を34,714円～58,096円と分析しております。

公開買付者は、桑木公認会計士事務所による当社普通株式の株式価値算定の結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成23年8月10日開催の取締役会において、本公開買付価格を58,000円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年8月9日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値33,500円に対して73.1%（小数点以下第二位四捨五入。以下同じとします。）、平成23年8月9日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値33,045円（小数点以下四捨五入。以下同じとします。）に対して75.5%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値33,723円に対して72.0%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値33,175円に対して74.8%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役又は従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位を有していることを要するものとされ、また、新株予約権者が本新株予約権を譲渡する時には当社取締役会の承認を要するものとされています。従って、公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、平成23年8月10日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定しました。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に当社普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。霞が関監査法人は、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は、霞が関監査法人から平成23年8月9日付で株式価値算定書を取得しております（なお、当社は、霞が関監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。霞が関監査法人は、当社普通株式の株式価値算定にあたり当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しております。上記各手法において算定された、当社普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 33,045円～33,723円

類似上場会社比較法 33,529円～34,655円

DCF法 45,154円～64,700円

市場株価法では、平成23年8月9日を基準日として、JASDAQ市場における当社普通株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、33,500円、33,045円、33,723円、33,175円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を33,045円～33,723円と分析しております。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を33,529円～34,655円と分析しております。

DCF法では、当社より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を45,154円～64,700円と分析しています。なお、当社は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者である弁護士法人大江橋法律事務所を指名し、同事務所に対し、本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼いたしました。また、当社は、弁護士法人大江橋法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、当社の企業価値向上の観点から本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行っております。

④ 当社における取締役全員の承認

当社取締役会は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、霞が関監査法人から取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本完全子会社化、本完全子会社化の手続を含めた一連の手続及び本公開買付けにおける買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討しました。その結果、本完全子会社化は、当社の現在の経営課題に対する有効な対処方法であるとともに、公開買付者とのシナジーによる企業価値向上も図ることもできると考えられることから、企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主に対して、合理的なプレミアムを付した価格による当社の普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、①本公開買付けに賛同すること、②当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議し、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をいたしました。

上記取締役会においては、取締役の全員が出席し、出席取締役 7 名（うち社外取締役 3 名）の全員一致で当該決議を行っております。

⑤ 比較的長期の公開買付け期間の設定

公開買付けの買付け等の期間として法令に定められた最短期間は 20 営業日であるところ、公開買付者は、公開買付け期間を比較的長期間である 31 営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の買付者が実際に出現した場合に、当該買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) ①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主（当社を除きます。）に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社に対して、平成 24 年 2 月頃を目処に当社の完全子会社化手続を完了させるよう、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社とするため、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別

個の種類の当社の株式を交付すること並びに上記①乃至③を付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、上記①乃至③を上程することを要請する予定です。

また、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては平成 23 年 11 月頃を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得され、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類の当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数は 1 株に満たない端数となる予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が当社の株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の所有状況及び公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

さらに、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を要請する予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続に従って、適用ある法令に従い、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも当社普通株式は上場廃止となります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することができなくなります。

3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。
4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
8. 今後の見通し
- (1) 本公開買付け後の方針等
本公開買付け後の方針等については、「2. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」及び「2. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」を参照下さい。
- (2) 今後の業績の見通し
本公開買付けが業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。
9. 支配株主との取引等に関する事項
該当事項はありません。
10. 公開買付者による買付け等の概要
公開買付者が本日公表した添付資料（「サイレックス・テクノロジー株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以 上

※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、同 4 項及び金融商品取引法施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、公開買付者による書面（「サイレックス・テクノロジー株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）の発表から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

※添付書類：「サイレックス・テクノロジー株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 23 年 8 月 10 日

各 位

京都府京都市伏見区竹田向代町 136
村田機械株式会社
代表取締役社長 村田 大介

サイレックス・テクノロジー株式会社株券等に対する公開買付けの 開始に関するお知らせ

村田機械株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、サイレックス・テクノロジー株式会社（コード番号：6679、JASDAQ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 23 年 1 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）に普通株式を上場している対象者を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を目的とし、対象者の発行済株式の全て（但し、公開買付者が既に所有している対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを本公開買付けにより取得することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 22,576 株と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、対象者を完全子会社化することを目的としているため、公開買付者は、買付予定数の上限は設定しておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限は、対象者の第 39 期第 1 四半期報告書（平成 23 年 5 月 12 日提出）に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（41,776 株）から、対象者が平成 22 年 12 月 31 日現在所有する自己株式数（7,912 株）及び公開買付者が所有する対象者普通株式の数（1 株）を控除した株式数（33,863 株）の三分の二に相当する数となるよう設定しております（なお、本新株予約権の行使期間は平成 25 年 2 月 5 日から平成 28 年 2 月 4 日まであり、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までには、その行使期間が到来しないため、買付予定数の下限を設定するにあたっては、本新株予約権が行使された株式数を考慮していません。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付け終了後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための一連の手続の実行を対象者に要請し、かかる手続を経て対象者を完全子会社化する予定です。

なお、対象者の平成 23 年 8 月 10 日付「村田機械株式会社による当社普通株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、下記「（5）公開買付け等の価格の公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「③独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言その他の関連資料を踏まえ、本完全子会社化、本完全子会社化の手続を含めた一連の手続及び本公開買付けにおける買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本完全子会社化は、対象者の現在の経営課題に対する有効な対処方法であるとともに、公開買付者とのシナジーによる企業価値向上も図ることできると考えられることから、企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して、合理的なプレミアムを付した価格による対象者の普通株式の売却の機会を提供

するものであると判断し、①本公開買付けに賛同すること、②対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議し、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は、昭和10年の創業以来、ファクトリー&オフィスオートメーションのトータルメーカーとして常に新しい技術を創造し、より良い製品提案を通じて顧客満足度の向上と豊かな社会の実現を目指してまいりました。ファクトリーオートメーションの領域では、ロジスティクスシステム、FAシステム、クリーンルーム対応保管・搬送システム、旋削加工機、シートメタル加工機、繊維機械を、オフィスオートメーションの領域ではデジタル複合機やファクシミリをはじめとする事務機器を手掛けており、多様な事業領域で製品並びにサービスを提供しております。また、その傘下には40社を超えるグループ企業を有し、国内外合わせて100を超える開発、生産、営業、サービスの各拠点で事業活動を展開しております。平成23年4月からの中期経営計画では、「ロボティクス」と「サプライチェーン」を特に注力すべき分野と位置付けております。技術開発面では、多様な事業領域を支えるテクノロジーを根幹に広義のロボット開発に全社的に取り組んでいくことを課題としてあげております。また、オペレーション面ではキーコンポーネント内製化や海外調達強化など上流域のサプライチェーン強化に加えて、公開買付者の製品やサービスをお客様の事業変革に活用いただけるソリューションとして提案すること、すなわち下流域にあたるサプライチェーン全体をビジネスとして捉えていくことを課題として取り組んでまいります。

一方、対象者は、昭和48年9月の創業以来、人々にコンピュータやネットワークをもっと身近に感じてもらい、大きな感動を与えるような製品やサービスを継続的に提供することを使命として、プリントサーバ・USBデバイスサーバ・無線LAN関連製品・AVネットワーク製品等のネットワーク関連事業と、本人認証装置及び医療機器・無線機器・自動認識装置・計装システム等の設計生産受託開発のその他事業を行ってまいりました。対象者は、多種多様なネットワークプロトコルを保有するとともに、その高速化や通信安定性の向上を磨き、近年は無線技術やネットワークセキュリティの研究開発を進め、顧客のニーズに適合した製品及びサービスの提案及び開発を実施し、国内外に強固な顧客基盤・チャンネルを構築しております。

公開買付者及び対象者は、平成23年3月頃より、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者及び対象者は、次のとおり、現在の厳しい事業環境下において、両社の事業のさらなる成長を実現するためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、資本関係を構築するとともに、相互の経営資源を活用した強固な協業体制を早期に構築することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

公開買付者として、対象者を完全子会社化する戦略的意義は、製品ハードウェアをコアにしたアプリケーション及びソリューション事業を確立・強化することにあります。これからのファクトリー&オフィスオートメーション市場では単にハードウェアを高機能化するだけでは顧客価値向上を実現するための十分な取り組みとは言えません。様々な顧客の事業領域、ビジネスシーンに最適な製品ソリューションを提供することは、公開買付者が今後事業を進化、発展させていくための中核的な戦略であり、対象者の完全子会社化はその第一歩にあたると考えております。具体的には、以下の3つのカテゴリにおいて公開買付者は対象者の技術資産を活かしたシナジーを実現していく考えです。

第一に、公開買付者が提供するファクトリーオートメーション領域の機械、機器に対象者の無線化技術を取り入れることで画期的なレイアウトフリー環境の実現が可能であると考えております。レイアウトフリーな産業機械の提供により、各顧客が注力する多品種小ロット生産に対応した工場のライン変更、需要拡大に対応した設備増設、海外への設備移設などにフレキシブルに対応できるなど、最適化生産の効率的な推進を実現していきます。

第二に、公開買付者は、オフィスオートメーションの領域において、これまでビジネスセグメントに投入するコンパクトかつユニークなデジタル複合機の開発で存在感を発揮してまいりましたが、国内市場の低迷、海外市場での競争激化など、機器本体だけでなく消耗品をはじめとするアフターサービスビジネスにおいても収益環境は厳しさを増しております。このような環境において公開買付者は、対象者の無線化技術を取り入れることで、公開買付者がその存在感を発揮する Small and Medium sized Business(SMB)マーケットにおいて特色ある製品の提供が可能になると考えております。さらに、対象者の戦略的新分野である USB Virtual Link やスマートフォン、クラウド・コンピューティング連携技術を活用したアプリケーションを付加価値化することで、従来の機器販売及び消耗品サービスビジネスにアプリケーションビジネスを追加し、さらに収益性を高めることが可能になると考えております。

第三に、公開買付者は、前述のファクトリーオートメーション、オフィスオートメーションといった既存事業の強化にとどまらず、今後、公開買付者の保有する通信技術・アプリケーション開発力と対象者の保有する優れた Wireless & Connectivity コア技術群を融合させることで新たな事業の創出にも取り組みます。一例としては、ファクトリーオートメーション系ネットワークと、それに相乗可能な Machine to Machine Internet Protocol (M2M/IP) 通信技術をあわせて強化することにより、M2M での自律化及び自動化機能、インターネットを経由したフレキシブルなリモートモニタリングや保守コンサルティングサービス事業などを創出することが可能であると考えております。さらに製品販売面においても、公開買付者が有する完成品販売チャンネル・経営資源と、対象者が有する半完成品・モジュール販売チャンネル

の強みを融合させることで、公開買付者が注力を開始した通信ソリューション事業の発展と成長を目指します。

対象者は、オフィスのネットワークの一般化、プリントサーバのコモディティ化が進み、プリントサーバに過度に依存する収益構造の転換が求められる中、USB Virtual Link 技術をベースとした USB デバイスサーバの開発や、無線モジュールの自社開発を含む無線 LAN 関連ノウハウの蓄積、画像・音声データの伝送技術を利用した AV ネットワーク分野へ進出するなど、戦略的新分野における製品の研究開発及び市場開拓を進め、ここにきてようやく戦略的新分野が成長軌道に乗ってまいりました。オフィスに続き、家庭や医療機関、工場、学校といった様々な環境でネットワーク、無線 LAN への対応が求められるようになってきており、ネットワーク関連事業は中長期的に大きく成長が見込める市場となっており、特に近年ではスマートフォンのようにすぐれたユーザインタフェースを持ったネットワーク端末が急成長しており、それに伴い、クラウド・コンピューティングに代表されるインターネットを経由したサービスが次々と生み出されており、対象者の活躍できる事業領域は急速に広がりを見せています。対象者の戦略的新分野における製品の開発及び市場開発は着実に成功事例を積みあげつつあり、その潜在的な市場成長をとらえ、その提案力・技術力を生かした製品及びサービス展開を進めていく予定ですが、このような機会を活かし、強固な収益基盤を構築するためには様々な課題を克服する必要があるとの認識が経営陣の共通課題となってきました。

第一に、対象者の企業規模・収益基盤・財務基盤は十分な規模や健全性を備えているとはいえ、市場環境等の外部環境に影響を受けやすく、そのような場合、金融機関や取引先からの信用を維持していくためには、中長期的な課題よりも短期的な課題を優先した経営判断をせざるを得ない状況となっております。例えば、平成 20 年後半からの世界的な景気後退の中で、対象者のプリントサーバの売上が予想をはるかに超える落ち込みとなり、平成 20 年 12 月期以降 3 期連続で最終赤字を計上しており、平成 22 年 12 月期の第 4 四半期には 7 四半期ぶりに営業利益が黒字に転じたものの、より強固な収益基盤を構築するための構造的な改革に取り組むだけの財務基盤が十分あるとはいえません。

第二に、現時点では短期的な収益に重点をおいた経営を余儀なくされておりますが、持続的な企業として将来にわたって成長を継続するためには、更なる研究開発や設備投資により、付加価値の高い製品・サービスの提案・開発及び市場開拓を進め、早期に収益構造を大きく転換することが必要とされています。

第三に、近年、J-SOX など上場企業に対する規制が急速に強化されるに伴い、上場を維持するために必要な様々なコストが増大し、上場を維持することが対象者にとって必要以上の経営資源の負担となり、中長期的な課題の解決の支障になる可能性があります。

対象者としては、公開買付者の完全子会社となることは、上場維持に伴うコストを削減するだけでなく、金融機関や取引先の信用を補完し、中長期的な課題に取り組むことができる環境を実現するという意味で先に挙げた経営課題に対処するにあたって有効な提案であり、更には公開買付者のファクトリーオートメーション及びオフィスオートメーションの領域に戦略的に資源を傾注していくことにより、公開買付者及び対象者のシナジーを実現し、もって企業価値の向上を目指すことが可能であると考えております。

以上のように、公開買付者及び対象者は、資本関係の構築、事業の一体運営による各事業領域におけるシナジーの実現が、両社の企業価値の向上に資するものと判断した結果、公開買付者は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付け成立後の対象者の経営体制の詳細について、原則として対象者の従前の組織及び経営方針を継承しつつ（なお、公開買付者は、委員会設置会社という制度を廃止することを視野に入れて検討しております。）、公開買付者として財務的な面からの支援等を対象者に行うとの方針のもと、今後対象者と協議・検討の上、決定する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本日現在確認しております対象者の欠損金約 2 億 3000 万円への充当及び対象者における柔軟な機関設計を可能とするため、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 447 条第 1 項の規定に基づき、大幅な資本金の額の減少を対象者に要請する予定です（具体的な金額については今後、資本政策等を含めて協議いたします。）。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付け成立後の経営体制として、原則として対象者の従前の組織及び経営方針を継承しつつ、公開買付者として財務的な面からの支援を対象者に行う方針であること（なお、委員会設置会社という制度が廃止される可能性があること）及び公開買付者から対象者の資本金の額の減少の要請がなされることも踏まえて、本公開買付けに賛同するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の決議をしたとのこととです。

（３）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者に対して、平成 24 年 2 月頃を目処に対象者の完全

子会社化手続を完了させるよう、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とするため、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付すること並びに上記①乃至③を付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、上記①乃至③を上程することを要請する予定です。

また、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては平成23年11月頃を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得され、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の所有状況及び公開買付者以外の対象者の株主による対象者の株式の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を要請する予定であります。

（４）上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「（３）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続に従って、適用ある法令に従い、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止になります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式をJASDAQ市場において取引することができなくなります。

（５）公開買付け等の価格の公正性を担保するための措置

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、平成23年6月頃に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として桑木公認会計士事務所に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。桑木公認会計士事務所は、市場株価法、類似会社方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成23年8月9日に桑木公認会計士事務所から株式価値算定書の提出を受けております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性

に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 33,216 円～37,876 円
類似会社方式 26,072 円～45,550 円
DCF法 34,714 円～58,096 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 9 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、直近 6 ヶ月間、直近 1 年間及び直近 3 年間の各期間における加重平均株価（終値）（それぞれ、33,500 円、33,216 円、36,999 円、36,132 円、34,949 円、37,876 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 33,216 円～37,876 円と分析しております。

類似会社方式では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 26,072 円～45,550 円と分析しております。

DCF法では、対象者より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 34,714 円～58,096 円と分析しております。

公開買付者は、桑木公認会計士事務所による対象者普通株式の株式価値算定の結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 58,000 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 8 月 9 日の JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値 33,500 円に対して 73.1%（小数点以下第二位四捨五入。以下同じとします。）、平成 23 年 8 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 33,045 円（小数点以下四捨五入。以下同じとします。）に対して 75.5%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 33,723 円に対して 72.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 33,175 円に対して 74.8%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役又は従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は行使時において、対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位を有していることを要するものとされ、また、新株予約権者が本新株予約権を譲渡する時には対象者取締役会の承認を要するものとされています。従って、公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しました。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。霞が関監査法人は、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は、霞が関監査法人から平成 23 年 8 月 9 日付で株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、霞が関監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。霞が関監査法人は、対象者普通株式の株式価値算定にあたり対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しているとのことです。上記各手法において算定された、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 33,045 円～33,723 円
類似上場会社比較法 33,529 円～34,655 円
DCF法 45,154 円～64,700 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 9 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、33,500 円、33,045 円、33,723 円、33,175 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 33,045 円～33,723 円と分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 33,529 円～34,655 円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を45,154円～64,700円と分析しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である弁護士法人大江橋法律事務所を指名し、同事務所に対し、本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。また、対象者は、弁護士法人大江橋法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

④ 対象者における取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、霞が関監査法人から取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本完全子会社化、本完全子会社化の手続を含めた一連の手続及び本公開買付けにおける買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本完全子会社化は、対象者の現在の経営課題に対する有効な対処方法であるとともに、公開買付者とのシナジーによる企業価値向上も図ることもできると考えられることから、企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して、合理的なプレミアムを付した価格による対象者の普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、①本公開買付けに賛同すること、②対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議し、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役の全員が出席し、出席取締役7名（うち社外取締役3名）の全員一致で当該決議を行ったとのことです。

⑤ 比較的長期の公開買付け期間の設定

公開買付けの買付け等の期間として法令に定められた最短期間は20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付け期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の買付者が実際に出現した場合に、当該買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はございません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	サイレックス・テクノロジー株式会社	
② 事 業 内 容	プリントサーバ・USB デバイスサーバ・無線 LAN 関連製品・AV ネットワーク製品等のネットワーク関連事業と、本人認証装置及び医療機器・無線機器・自動認識装置・計装システム等の設計生産受託開発のその他事業を行っています。	
③ 設 立 年 月 日	昭和48年9月17日	
④ 本 店 所 在 地	京都府相楽郡精華町光台二丁目3番地1	
⑤ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役兼代表執行役社長 河野 剛士	
⑥ 資 本 金	2,058,191 千円	
大株主及び持株比率	河野剛士	6.36%
⑦ (平成22年12月31日)	寺西太一	4.84%

現 在)	福西 裕	2.39%
	サイレックス・テクノロジー社員持株会	2.39%
	グローリー株式会社	1.44%
	株式会社モトックス	1.15%
	朝倉正康	1.05%
	中岡宣夫	1.01%
	橋本利雄	0.78%
	平岡 篤	0.72%
⑧ 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	公開買付者は、対象者の普通株式1株を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 対象者は、自己株式7,192株を所有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の大株主から除いております。

(2) 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年8月11日（木曜日）から平成23年9月26日（月曜日）まで（31営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、58,000円

② 本新株予約権1個につき、1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、平成23年6月頃に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として桑木公認会計士事務所に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。桑木公認会計士事務所は、市場株価法、類似会社方式及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成23年8月9日に桑木公認会計士事務所から株式価値算定書の提出を受けております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において算定された、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 33,216円～37,876円

類似会社方式 26,072円～45,550円

DCF法 34,714円～58,096円

市場株価法では、平成23年8月9日を基準日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間、直近1年間及び直近3年間の各期間における加重平均株価（終値）（それぞれ、33,500円、33,216円、36,999円、36,132円、34,949円、37,876円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を33,216円～37,876円と分析しております。

類似会社方式では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を26,072円～45,550円と分析しております。

DCF法では、対象者より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を34,714円～58,096円と分析しております。

公開買付者は、桑木公認会計士事務所による対象者普通株式の株式価値算定の結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 58,000 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 8 月 9 日の J A S D A Q 市場における対象者普通株式の終値 33,500 円に対して 73.1%（小数点以下第二位四捨五入。以下同じとします。）、平成 23 年 8 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 33,045 円（小数点以下四捨五入。以下同じとします。）に対して 75.5%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 33,723 円に対して 72.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 33,175 円に対して 74.8%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役又は従業員に対してストックオプションとして発行されたものです。本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は行使時において、対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位を有していることを要するものとされ、また、新株予約権者が本新株予約権を譲渡する時には対象者取締役会の承認を要するものとされています。従って、公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権を取得したとしても、これを行えないと解されることから、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しました。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者及び対象者は、平成 23 年 3 月頃より、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者及び対象者は、現在の厳しい事業環境下において、両社の事業のさらなる成長を実現するためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、資本関係を構築するとともに、相互の経営資源を活用した強固な協業体制を早期に構築することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

公開買付者として、対象者を完全子会社化する戦略的意義は、製品ハードウェアをコアにしたアプリケーション及びソリューション事業を確立・強化することにあります。これからのファクトリー&オフィスオートメーション市場では単にハードウェアを高機能化するだけでは顧客価値向上を実現するための十分な取り組みとは言えません。様々な顧客の事業領域、ビジネスシーンに最適な製品ソリューションを提供することは、公開買付者が今後事業を進化、発展させていくための中核的な戦略であり、対象者の完全子会社化はその第一歩にあたると考えております。

対象者においては、オフィスのネットワークの一般化、プリントサーバのコモディティ化が進み、プリントサーバに過度に依存する収益構造の転換が求められる中、USB Virtual Link 技術をベースとした USB デバイスサーバの開発や、無線モジュールの自社開発を含む無線 LAN 関連ノウハウの蓄積、画像・音声データの伝送技術を利用した AV ネットワーク分野へ進出するなど、戦略的新分野における製品の研究開発及び市場開拓を進め、ここにきてようやく戦略的新分野が成長軌道に乗ってまいりました。オフィスに続き、家庭や医療機関、工場、学校といった様々な環境でネットワーク、無線 LAN への対応が求められるようになってきており、ネットワーク関連事業は中長期的に大きく成長が見込める市場となってきました。特に近年ではスマートフォンのようにすぐれたユーザインタフェースを持ったネットワーク端末が急成長しており、それに伴い、クラウド・コンピューティングに代表されるインターネットを経由したサービスが次々と生み出されており、対象者の活躍できる事業領域は急速に広がりを見せています。対象者の戦略的新分野における製品の開発及び市場開発は着実に成功事例を積みあげつつあり、その潜在的な市場成長をとらえ、その提案力・技術力を生かした製品及びサービス展開を進めていく予定ですが、このような機会を活かし、強固な収益基盤を構築するためには様々な課題を克服する必要があるとの認識が経営陣の共通課題となってきました。

このような状況の中、公開買付者及び対象者は、資本関係の構築、事業の一体運営による各事業領域におけるシナジーの実現が、両社の企業価値の向上に資するものと判断し、最終的に、公開買付者は、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において本公開買付価格を 58,000 円とすることに決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

(i) 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するために、平成 23 年 6 月頃に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として桑木公認会計士事務所へ本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。桑木公認会計士事務所は、市場株価法、類似会社方式及び D C F 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成 23 年 8 月 9 日に桑木公認会計士事務所から株式価値算定書の提出を受けております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 33,216 円～37,876 円
類似会社方式 26,072 円～45,550 円
DCF 法 34,714 円～58,096 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 9 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、直近 6 ヶ月間、直近 1 年間及び直近 3 年間の各期間における加重平均株価（終値）（それぞれ、33,500 円、33,216 円、36,999 円、36,132 円、34,949 円、37,876 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 33,216 円～37,876 円と分析しております。

類似会社方式では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 26,072 円～45,550 円と分析しております。

DCF 法では、対象者より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 34,714 円～58,096 円と分析しております。

公開買付者は、桑木公認会計士事務所による対象者普通株式の株式価値算定の結果に加え、対象者に対するデュエ・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 58,000 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 8 月 9 日の JASDAQ 市場における対象者普通株式の終値 33,500 円に対して 73.1%（小数点以下第二位四捨五入。以下同じとします。）、平成 23 年 8 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 33,045 円（小数点以下四捨五入。以下同じとします。）に対して 75.5%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 33,723 円に対して 72.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 33,175 円に対して 74.8%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役又は従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は行使時において、対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位を有していることを要するものとされ、また、新株予約権者が本新株予約権を譲渡する時には対象者取締役会の承認を要するものとされています。従って、公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、平成 23 年 8 月 10 日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しました。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。霞が関監査法人は、市場株価法、類似上場会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は、霞が関監査法人から平成 23 年 8 月 9 日付で株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、霞が関監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。霞が関監査法人は、対象者普通株式の株式価値算定にあたり対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しているとのことです。上記各手法において算定された、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 33,045 円～33,723 円
類似上場会社比較法 33,529 円～34,655 円
DCF 法 45,154 円～64,700 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 9 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、33,500 円、33,045 円、33,723 円、33,175 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 33,045 円～33,723 円と分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 33,529 円～34,655 円と分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者より提出された事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッ

シュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を45,154円～64,700円と分析しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

(iii) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である弁護士法人大江橋法律事務所を指名し、同事務所に対し、本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。また、対象者は、弁護士法人大江橋法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

(iv) 対象者における取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、霞が関監査法人から取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本完全子会社化、本完全子会社化の手続を含めた一連の手続及び本公開買付けにおける買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本完全子会社化は、対象者の現在の経営課題に対する有効な対処方法であるとともに、公開買付者とのシナジーによる企業価値向上も図ることもできると考えられることから、企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して、合理的なプレミアムを付した価格による対象者の普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、①本公開買付けに賛同すること、②対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議し、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役の全員が出席し、出席取締役7名（うち社外取締役3名）の全員一致で当該決議を行ったとのことです。

(v) 比較的長期の公開買付け期間の設定

公開買付けの買付け等の期間として法令に定められた最短期間は20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付け期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の買付者が実際に出現した場合に、当該買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

③ 算定機関との関係

第三者算定機関である桑木公認会計士事務所は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
37,809 (株)	22,576 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（22,576株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（22,576株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である37,809株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第39期第1四半期報告書（平成23年5月12日提出）に記載された平成23年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（41,776株）から、対象者が平成22年12月31日現在所有する自己株式数（7,912株）及び公開買付者が所有する対象者普通株式の数（1株）を控除した株式数に、同報告書に記載された平成23年3月31日現在の本新株予約権（3,946個）の目的となる対象者普通株式の最大数である3,946株を加えた数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における公開買付者の特別関係者に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	37,810 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における公開買付者の特別関係者に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	33,864 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第39期第1四半期報告書(平成23年5月12日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第39期第1四半期報告書(平成23年5月12日提出)に記載された平成23年3月31日現在の発行済株式総数(41,776株)から、対象者が平成22年12月31日現在所有する自己株式(7,912株)を控除した株式数に、同報告書に記載された平成23年3月31日現在の本新株予約権(3,946個)の目的となる対象者普通株式の最大数(3,946株)を加えた数(37,810株)に係る議決権の数である37,810個を、分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,192,922,000 円

※「買付代金」には、本公開買付けにおける買付予定数(37,809株)に、1株当たりの買付価格(58,000円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社の名称及び本店の所在地

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成23年9月30日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(22,576株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(22,576株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号又については、同号イ乃至リに掲げる事実と準じる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取り扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取り扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 23 年 8 月 11 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人 SMBC日興証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

② 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、霞が関監査法人から取得した株式価値算定書、弁護士法人大江橋法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本完全子会社化、本完全子会社化の手続を含めた一連の手続及び本公開買付けにおける買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本完全子会社化は、対象者の現在の経営課題に対する有効な対処方法であるとともに、公開買付者とのシナジーによる企業価値向上も図ることもできると考えられることから、企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して、合理的なプレミアムを付した価格による対象者の普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、①本公開買付けに賛同すること、②対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議し、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役の全員が出席し、出席取締役7名（うち社外取締役3名）の全員一致で当該決議を行ったとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成23年8月10日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成23年12月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正

(平成23年1月1日～平成23年6月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	1,850	0	△20	△22	△649.66
今回発表予想(B)	1,818	△22	△31	△38	△1,151.28
増減額(B-A)	△32	△22	△11	△16	
増減率(%)	△1.7	—	—	—	
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成22年12月期第2四半期)	1,643	△195	△213	△225	△6,662.48

以 上

※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関わる株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。

※ このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

- ※ このプレスリリースには、公開買付者が対象者株券等を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。
- ※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2 つ以上の報道機関に公開された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。